

## 蒲郡市東部地区支線バス運行業務仕様書

### 1 委託業務名

蒲郡市東部地区支線バス運行業務

### 2 実施主体

蒲郡市地域公共交通会議

### 3 目的

蒲郡市では、令和3年6月に「蒲郡市地域公共交通計画」を策定し、将来像を「子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系の構築」、「地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系の構築」としている。

市内には、公共交通空白地域も存在し、これの解消を目的として、市内5地区において支線バスが運行している。東部地区においても、交通ネットワーク網の骨格となる鉄道へ接続する支線路線について計画し、令和元年10月1日から運行を行っている。この東部地区支線バスについて、令和4年度からも継続して運行するものである。

### 4 業務内容

#### 1. 事業形態

交通会議と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）でこの仕様書に基づく運行業務等に関する契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

#### 2. 運行業務契約期間

運行業務契約期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年とする。

#### 3. 運行開始手続

運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続について、遅滞なく確実に行うこと。

#### 4. 運行路線・バス停配置

運行開始日から運行する運行路線・バス停配置は、別紙のとおりとする。

#### 5. 運行ダイヤ

運行ダイヤ・運行本数はそれぞれ別紙のとおりとする。

なお、今後、交通会議、地域協議組織、運行事業者が協議のうえダイヤを変

更することもある。

## 6. 運行日

週3日（火・木・土曜日）

ただし、年末年始（12月30日～1月3日）は運休

## 7. 運行車両

(1) 運行車両は乗車定員が10人以上（乗務員を含む。）ジャンボタクシーサイズで、台数は1台とし、別紙運行経路を走行することが可能な車両とする。なお「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」及び「道路運送車両法」の保安基準等本事業にかかる関係法令に適合するものとする。

なお、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」においては、適用除外申請を行うものとし、その対応が可能であること。

(2) 車両デザイン等

車両デザイン等は別途協議とするが、車両のラッピングや車両広告に対してシール、マグネット等での対応が可能であることとする。

(3) 車両の確保

運行に使用する車両は運行事業者で準備するものとし、維持管理を行うものとする。

車両の車検及び故障等により使用できない場合の予備車両及び定員超過時の対応のための予備車両は、運行事業者で準備する。予備車両については、本業務のための専用車両の確保は要しないが、受託者が保有している同等の車両を運行に充てること（ラッピングは要しないが、東部地区支線バスとして運行していることが容易にわかるよう、車体にマグネットシールを用いるなどし、表示すること。）。)

(4) 車両確保の証明

運行事業者は、審査結果の通知の日から7日以内（土日を除く）に、車両の確保を証する書類を提出すること。車両の確保を証する書類は、原則として車両の写真及び車検証の写しとするが、本書類の提出時に車両を所有していない場合は、納入日の示された発注書等、運行開始の7日前までに運行に係る許認可等の手続を完了し、車両を調えることができることを証明する書類に代えることができる。

## 8. 料金

(1) 通常料金

1人1乗車当たり100円

(2) 割引料金

下記の者については、下記に示すように料金を割引くものとする。

小学生：半額

障がい者等 1 人でのバス利用が困難な方の介助者 1 名：無料

(3) 回数券および 1 日乗車券

運行車両内および運行事業者事務所において販売を行う。

回数券：100 円券 12 枚綴り 1,000 円

1 日乗車券：200 円

9. 車内掲示等

車内掲示用の案内表示の作成（路線図、運行ダイヤ）は基本的に交通会議で行うが、必要に応じ交通会議は運行事業者に作成を求めることがある。

10. 運賃収入

運行事業者は、收受した運賃等の収入を毎月集計し、翌月 10 日までに運賃等相当額とその内訳明細書を協議会に提出するものとする。また、銀行振り込みを利用する場合、これに係る振込み手数料は運行事業者の負担とする。なお、協議会は、収入等の現地調査をできるものとする。

11. 国等の補助金の取り扱い

運行事業者は、本業務に関して国等から補助金の交付を受けた場合は、受領した日から起算して 15 日を経過した日又は当該補助金の交付決定年度の翌年度の 5 月 31 日のいずれか早い日までに、当該補助金に相当する額を、協議会に納入するものとする。なお、契約の終了後及び解除後に補助金の交付を受けた場合にあっても同様とする。

12. 増車対応扱い

- (1) 乗客人数が乗客定員を超過した際の対応について、運行事業者は予備車両の範囲で、直ちに増車の手配をするものとする。
- (2) 増車対応して運行した場合に掛かる運行経費については、委託費の中に含まれるものとする。

13. その他業務

- (1) 停留所設備の維持管理については運行事業者が行うものとする。
- (2) その他業務には、運輸局への申請業務、交通会議への報告業務、乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助、回数券・1 日乗車券の販売、料金徴収・管理、ダイヤ管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保など）、車両清掃、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理など、運行に必要な業務一切を含むものとする。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、運行中の換気や車内の定期的な消毒、運転手のマスク着用や利用者への啓発等を行うこと。

交通会議による利用促進策の協力支援、運転手教育、利用者からの要望意見があった場合の報告、事業改善提案なども必要に応じて実施すること。

※その他、交通会議からの要請に基づく業務については、両者協議の上対応する。

#### 14. 公募時の提案事項

- (1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行業務を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- (2) 交通会議は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

#### 15. 業務の実績報告

- (1) 運行事業者は、毎日の便ごとの利用者数（大人・小学生別）、停留所ごとの乗降者数、料金収入額を毎日記録し、翌月の10日までに交通会議に報告するものとする。
- (2) 交通会議は、必要に応じて運行実績の状況報告を求めることができる。

#### 16. 補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

#### 17. 支払金額

委託費は、運行経費及びその他本業務に必要な経費とする。  
燃料費の高騰など運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

#### 18. 委託費の請求

委託費は、仕様書第15の実績報告を交通会議が確認した後、請求できるものとする。

#### 19. 契約の解除

交通会議は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

#### 20. 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

#### 21. 運行の中止

積雪、天災、その他運行事業者の責によらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不能の場合は、両者協議の上、決定するものとする。なお、これに伴う違約料は、互いに請求しないものとする。

## 22. 緊急時の対応

運行業務の実施にあたり、次のいずれかに該当するときは、直ちに交通会議へ連絡し、後日書面で報告するものとする。

- (1) 積雪、天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、または生じる恐れがあるとき。
  - (2) 利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。
- ※交通事故後の利用者に対する謝罪、お見舞い等の対応。

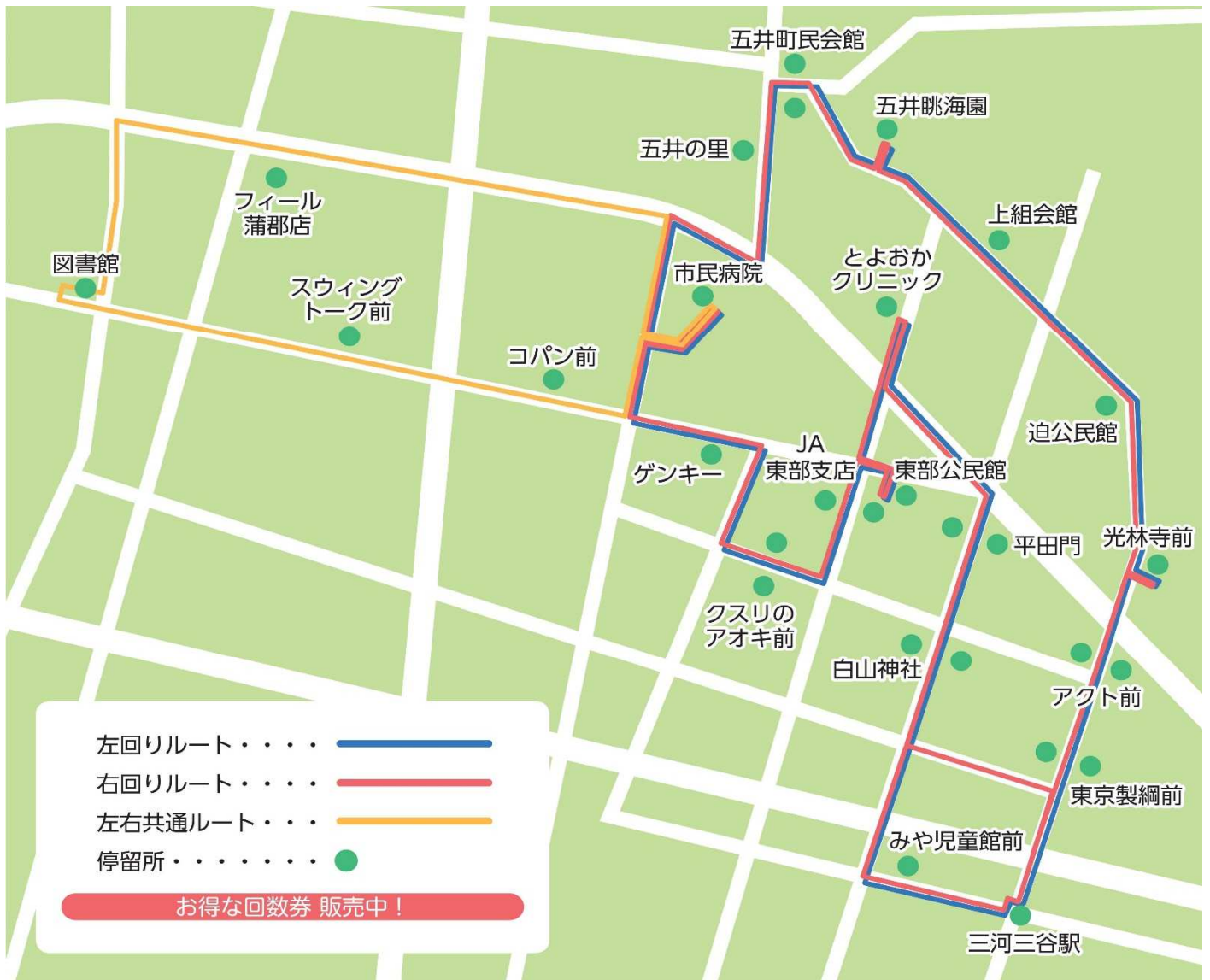
## 23. 協議事項

契約に定めのない事項及び契約の各条の解釈に疑義が生じた場合は、交通会議と運行事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

## 24. その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 交通会議が必要に応じて行う周知・広報活動、利用実態等の調査の実施や利用促進策に協力するものとする。
- (4) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、交通会議の委員として参加を要請する場合があるので対応すること。なお、契約締結後は交通会議の委員として任命することおよび東部地区協議会その他交通会議が必要と認める会議に参加することを条件とする。
- (5) 交通会議または地域協議組織での協議により、運行開始後に運行のサービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更する場合があるので、交通会議で承認が得られた場合は対応すること。

※運行事業者は、道路運送法の第1条（目的）で規定する「道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること」に努めるものとする。



東部地区支線バス運行ダイヤ・運行本数

左回り

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便
市民病院		<b>8:35</b>	<b>10:55</b>	<b>14:40</b>
フィール蒲郡店		8:42	11:02	14:47
図書館		8:45	11:05	14:50
スウィングトーク前		8:47	11:07	14:52
コパン前		8:48	11:08	14:53
市民病院		<b>8:51</b>	<b>11:11</b>	<b>14:56</b>
ゲンキー		8:54	11:14	14:59
クスリのアオキ前		8:56	11:16	15:01
JA東部支店		8:58	11:18	15:03
東部公民館		9:00	11:20	15:05
とよおかクリニック		9:03	11:23	15:08
平田門		9:05	11:25	15:10
白山神社		9:06	11:26	15:11
みや児童館前		9:09	11:29	15:14
三河三谷駅	8:00	9:10	11:30	15:15
東京製綱前	8:02	9:12	11:32	15:17
アクト前	8:03	9:13	11:33	15:18
光林寺前	8:05	9:15	11:35	15:20
迫公民館	8:06	9:16	11:36	15:21
上組会館	8:08	9:18	11:38	15:23
五井眺海園	8:10	9:20	11:40	15:25
五井町民会館	8:12	9:22	11:42	15:27
五井の里	8:13	9:23	11:43	15:28
市民病院	<b>8:16</b>	<b>9:26</b>	<b>11:46</b>	<b>15:31</b>

右回り

停留所名	第1便	第2便	第3便
市民病院	<b>9:45</b>	<b>13:30</b>	<b>15:50</b>
フィール蒲郡店	9:52	13:37	15:57
図書館	9:55	13:40	16:00
スウィングトーク前	9:57	13:42	16:02
コパン前	9:58	13:43	16:03
市民病院	<b>10:01</b>	<b>13:46</b>	<b>16:06</b>
五井の里	10:05	13:50	16:10
五井町民会館	10:06	13:51	16:11
五井眺海園	10:08	13:53	16:13
上組会館	10:10	13:55	16:15
迫公民館	10:12	13:57	16:17
光林寺前	10:14	13:59	16:19
アクト前	10:15	14:00	16:20
東京製綱前	10:16	14:01	16:21
みや児童館前	10:19	14:04	16:24
三河三谷駅	10:20	14:05	16:25
白山神社	10:22	14:07	16:27
平田門	10:24	14:09	16:29
とよおかクリニック	10:27	14:12	16:32
東部公民館	10:30	14:15	16:35
JA東部支店	10:31	14:16	16:36
クスリのアオキ前	10:33	14:18	16:38
ゲンキー	10:36	14:21	16:41
市民病院	<b>10:39</b>	<b>14:24</b>	<b>16:44</b>